

公契約条例 を制定しました。

豊島区公契約条例は、公共工事等の品質を確保するとともに、公契約に従事する労働者の賃上げを図り、ダンピングを防止し、適正な労働環境を確保することで、区民福祉の増進と地域経済の活性化を目的とする条例です。

労働者

労働報酬下限額以上の報酬
適正な労働環境



行政

適正な契約手続き
労働環境の確認

事業者

労働報酬下限額以上の
報酬の支払い

豊島区公契約条例では、**労働報酬下限額**を定めます。

対象

予定価格**9,000万円以上**の工事の請負契約
予定価格**1,000万円以上**の規則で定める工事又は
製造以外の請負契約及び業務委託契約
指定管理協定

※令和8年5月1日以降に締結する契約が対象です。

労働報酬下限額とは？

特定公契約に従事する労働者に、
事業者が支払うべき報酬の下限額です。

お問い合わせ

豊島区公契約条例について詳しくはホームページへ➡

◆豊島区総務部契約管財課

契約グループ TEL:03-4566-2566 FAX:03-3980-5164
検査グループ TEL:03-4566-2567

豊島区 公契約条例

検索

